

妊婦支援給付金は、令和7年4月以降の流産・死産等をされた方も対象になります

支給額 妊婦認定時に5万円
妊婦していたこどもの人数×5万円

対象者 妊娠されていた方（申請時に淡路市に住所を有する方）
※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

申請期間 流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降から、2年が過ぎるまでの間

申請に必要なもの

- ① 妊婦給付認定用診断書
（医療機関が作成したもの、淡路市HPからダウンロードできます。）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ③ 本人名義の振込口座がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- ④ 妊娠判定後に、医療機関を受診した領収書と明細書
（償還払いの対象となる場合があります。）

原則、申請者本人が窓口に来ていただく必要がありますが、本人が窓口に来ることが難しい場合は、淡路市こどもサポートセンターおむすびに事前にご相談ください。

【支援給付と組み合わせて相談支援を実施しています】

給付の申請の際に、お悩みや不安などもお話しいただけます。
助産師や保健師にご相談されたい方は、お申し出ください。

申請窓口

淡路市こどもサポートセンターおむすび 0799-64-2524